

議案第 1 2 1 号

前橋市荒砥工業団地地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例等の改正について

平成 2 8 年 9 月 1 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市荒砥工業団地地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例等の一部を改正する条例

(前橋市荒砥工業団地地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第 1 条 前橋市荒砥工業団地地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成 3 年前橋市条例第 2 1 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 7 号中「及び第 6 項から第 1 1 項までに該当する営業に係る」を「、第 6 項から第 1 1 項まで及び第 1 3 項のいずれかに該当する営業の用に供する」に改め、同条第 1 1 号中「又は観覧場」を「若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類するもの」に改める。

(前橋市下大島東地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第 2 条 前橋市下大島東地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成 3 年前橋市条例第 2 3 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 項第 3 号中「、ナイトクラブ、ダンスホール」を削り、同項第 6 号を削る。

(前橋市前橋駅南口地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第 3 条 前橋市前橋駅南口地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成 3 年前橋市条例第 2 4 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 号中「その他これらに類するもの」を「若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類するもの」に改める。

(前橋市下細井住宅団地地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第 4 条 前橋市下細井住宅団地地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

(平成5年前橋市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項第3号イ中「第2条第1項第9号」を「第2条第1項第16号」に改める。

(前橋市西善住宅団地地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第5条 前橋市西善住宅団地地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成5年前橋市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項第3号イ中「第2条第1項第9号」を「第2条第1項第16号」に改める。

(前橋市新前橋駅南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第6条 前橋市新前橋駅南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成3年前橋市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第4号中「その他これらに類するもの」を「若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類するもの」に改め、同条第2項第7号中「第2条第1項第1号」を「第2条第1項第2号」に改め、「から第6号まで」を削り、「第11項まで」の次に「及び第13項」を加え、同条第3項第2号中「及び第6項から第11項」を「、第6項から第11項まで及び第13項」に改める。

(前橋市大屋敷地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第7条 前橋市大屋敷地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成6年前橋市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項第4号イ中「第2条第1項第9号」を「第2条第1項第16号」に改める。

(前橋市富田地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第8条 前橋市富田地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成11年前橋市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第3条第6項第5号中「、ナイトクラブ、ダンスホール」を削る。

(前橋市中内地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第9条 前橋市中内地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成11年前橋市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第4条第3号イ中「第2条第1項第9号」を「第2条第1項第16号」に改める。

(前橋市五代南部団地地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第10条 前橋市五代南部団地地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成15年前橋市条例第48号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第5号中「馬券・車券発売所」を「勝馬投票券発売所、場外車券売場」に改め、同項第6号中「又は観覧場」を「若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類するもの」に改め、同項第7号中「、ナイトクラブ、ダンスホール」を削り、同条第2項第4号エ(イ)中「第2条第1項第9号」を「第2条第1項第16号」に改める。

(前橋市東大室地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第11条 前橋市東大室地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成17年前橋市条例第58号)の一部を次のように改正する。

第3条第9号中「、ナイトクラブ、ダンスホール」を削り、同条第10号中「又は観覧場」を「若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類するもの」に改める。

(前橋市前橋南部地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第12条 前橋市前橋南部地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成21年前橋市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第5号中「、ナイトクラブ、ダンスホール」を削り、同条第4項第5号中「又は観覧場」を「若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類するもの」に改める。

(前橋市千代田町三丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第13条 前橋市千代田町三丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成25年前橋市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「及び第6項から第11項まで」を「、第6項から第11項まで及び第13項」に改める。

(前橋市昭和町三丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第14条 前橋市昭和町三丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成26年前橋市条例第56号)の一部を次のように改正する。

第3条第5号中「又は観覧場」を「若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類するもの」に改め、同条第7号中「及び第6項から第11項まで」を「、第

6項から第11項まで及び第13項」に改める。

(前橋市前橋問屋団地地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第15条 前橋市前橋問屋団地地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成26年前橋市条例第57号)の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「又は観覧場」を「若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類するもの」に改め、同条第8号中「及び第6項から第11項まで」を「、第6項から第11項まで及び第13項」に改める。

(前橋市特別業務地区建築条例の一部改正)

第16条 前橋市特別業務地区建築条例(平成3年前橋市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第3条第9号中「又は観覧場」を「若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類するもの」に改め、同条第10号中「待合、料理店、キャバレー、舞踏場」を「キャバレー、料理店」に改める。

(前橋市特定用途制限地域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第17条 前橋市特定用途制限地域内における建築物の制限に関する条例(平成27年前橋市条例第37号)の一部を次のように改正する。

別表中「又は観覧場」を「若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類するもの」に改め、「、ナイトクラブ、ダンスホール」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。